

2019年 長野県女子サッカーチャンピオンシップ大会 試合実施要項

本実施要項は「2019年度 長野県女子サッカーチャンピオンシップ大会」(以下「CS大会」という)の実施に関して定めるものであり、試合(以下「試合」という)運営は、全てこの要項に定めるところによる。

第1節 競技場

第1条 競技場の確保

次条以下に定める要件を具備する競技場を確保することに努め、良好な状態で試合が実施できるように努めなければならない

第2条 競技場および付帯設備

- (1) ピッチは天然芝、人工芝、クレーでも可能とし、原則として縦長105m、横幅68mを標準とする。
- (2) ゴールポストおよびバーは白色かつ丸型(直径12cm)で埋め込みが望ましいが、据置型、四角形状を認める。但し安全性に配慮すること。
- (3) ライン幅は12センチ以下とし、明瞭に引くことが望ましい。
- (4) フィールド(ピッチおよびその周辺)には、選手のプレーに影響を与え、また危険を及ぼす恐れのあるものを放置もしくは設置しないこと。
- (5) 観客席のない施設の場合、原則、ベンチ、テクニカルエリアとは逆側に観戦エリアを設けること。または観戦エリアは明確にすること。
- (6) 更衣室、トイレ、水道、医務室などが準備できることが望ましいが、準備できない場合は事前に周知すること。

第3条 応援幕

チームが所有する応援幕などは、施設、プレーに影響のない場所に掲出することが出来るものとする。

第2節 試合

第4条 試合の主催

試合は「一般社団法人長野県サッカー協会」が主催する

第5条 試合の主管

試合は「一般社団法人長野県サッカー協会女子委員会」が主管する

第6条 競技規則

試合は日本サッカー協会の規則に準じて実施される。

第7条 登録

チームは平成 31 年度リーグ終了時点でのリーグ事務局に届けられた内容が採用される。

- (1) (ア)選手 登録人数制限なし
 - (イ)チーム役員（代表、監督、コーチ、連絡責任者など）
- (2) 選手の追加は、(財)日本サッカー協会及び(一社)長野県サッカー協会の登録を行い選手証確認の後、試合に出場できる。
- (3) 登録選手には番号を付することとし、その番号はユニフォーム背番号と同一とすることを原則とする。
- (4) 2チーム以上の合同チームとして登録することができる。
※但し、合同チームはチーム登録された複数チームによる集合体とし、年間を通してのリーグ参加を認めるものとする。

第 8 条 出場資格

長野県女子サッカーリーグ上位 3 位、高校女子サッカーリーグ上位 3 位、長野県女子 U-15 サッカーリーグ上位 2 位のチームが参加資格を有する。

もし参加資格があるチームが辞退した場合は、各リーグ 4 位 (U-15 は 3 位以下) 以下のチームへ参加資格が移る事とします。

- (1) 2019 年度 (財) 日本サッカー協会女子加盟団体かつ、一般社団法人長野県サッカー協会に選手登録しており、(財) 日本サッカー協会の選手証又は選手一覧表を携帯（電子機器などで写真付が確認できれば可）している者。
- (2) 2019 年 4 月 2 日時点で中学 1 年生以上の女性とする。
- (3) 協会へクラブ申請登録を行ったチームの選手であれば、人数制限なく大会へ出場できるものとする。
- (4) ユース年代選手の県リーグ参加資格について例外を定める。県リーグより上位リーグへ登録中のユース年代の選手は例外要件を定める。
例外要件の女子ユース選手は一般社団法人長野県サッカー協会女子委員長が指定した特別選手とする。
- (5) その他、一般社団法人長野県サッカー協会女子委員長が承認した選手

第 9 条 選手の人数

各試合にエントリーできる選手の人数はフィールド 11 名、交代要員 7 名までの計 18 名とする。

第 10 条 ユニフォーム

- (1) 各チームとも正・副 2 色 (GK を含めて 4 色) を準備し、代表者会議に持ちより、類似する色の場合を含め、着用するユニフォームは主審が決定する。

※ 2 チーム以上で登録するチームは、正・副ユニフォームを予め決めて

おき、同じものをリーグ期間で使用すること。

- (2) 広告掲示のあるユニフォームは一般社団法人長野県サッカー協会へ所定の手続きにて申請しておくこと。
- (3) 背番号は選手固有の番号とし、登録の時点で GK ポジションとして登録が 1 名のみのチーム、またはエントリー時にサブ GK が含まれないチームは、交代で出場する他のポジションの選手の背番号がついているユニフォームを使用すること。

上記以外の場合で、緊急処置として GK ユニフォームを交代で入るプレーヤーが着用する場合は、必ず主審の許可を得ること。

第 11 条 大会形式

当年参加チームによりノックアウト方式で行う。

- ①

第 12 条 競技時間

試合時間は前半 30 分、後半 30 分、計 60 分（ハーフタイムのインターバルは 10 分間とする）とし、勝敗が決しない場合は PK 戦とする。

第 13 条 順位の決定（ノックアウト方式なので採用しません。）

リーグ戦全試合が終了した時点で、勝点（勝ち 3 点、引分 1 点、負け 0 点）の多いチームを上位として年間順位を決定する。

リーグ戦において勝点が同一の場合は次の順序により順位を決定する

- ① 当該チーム間の相互対戦成績全試合の得失点差
- ② 全試合の得失点差
- ③ 全試合の総得点数
- ④ フェアプレーポイント
- ⑤ 抽選
- ⑥ 天候等による順延の決定は、前日又は当日午前 6 時 30 分までに事務局及び当日会場の運営責任者と協議のうえ、各チームへ連絡する。

第 14 条 審判員

- (1) 審判は審判資格を有する者が行い、審判証を携帯（電子機器などで写真付が確認できれば可）する。
- (2) 主審、副審及び第 4 の審判は、チーム帶同制とする。
- (3) 主審は 3 級以上、副審及び第 4 の審判は 4 級以上の有資格者とする。
- (4) 当日の試合を棄権したチームにおいても、該当の審判は行う。
尚、出来るだけ女子による審判員にて行うべく努力をする。
- (5) 担当する試合の審判（4 名の中）の中で最上級者が主審を行う。
- (6) 派遣審判手当を支払う場合の金額は大会としては次のとおり定める。

主審 2,000 円 副審 1,500 円 第4の審判 500 円

- (7) 何らかの理由により当日に審判員を出せないチームは、そのチームの責任において事前に代わりの審判員を準備する。
交通費などが発生する場合は、担当チームが捻出するものとする。

- (8) 試合終了後は、審判報告書を記入して本部へ提出すること

第 15 条 試合球

試合球は 5 号縫いボールとし、試合を行う当該チームより 1 球持ち寄り、主審が決定する。

第 3 節 運営

第 16 条 日程および試合日時と会場の変更 (採用ありません。)

1 日の 1 会場あたりの試合は 3 試合 (2 部は 5 試合もあり) を基本とし、組み合わせ決定後の試合日程は原則として変更しない。ただし、北信越大会、他種別の大会に出場する等の正当な理由により、事前に対戦チーム間に連絡を取り合い了解が得られた場合は、リーグ事務局へ連絡することで日程の変更を認めるものとする。この場合、審判の不具合が発生しないよう、当日行われる全試合を別日に動かすことを基本とする。これに掛る施設料はリーグにて負担する。1 試合のみを変更する場合は、当該チーム間での調整とリーグ事務局の承認をとり、当該チーム以外の運営委員の立会いのもと実施する。会場費が別途発生する場合は当該チームにて負担すること。

第 17 条 運営責任

- (1) 試合の運営にあたっては、事務局より割り当てられたチームを代表するものが、会場責任者として当日の運営を統括する。
- (2) 担当会場の第 1 試合キックオフの 60 分前までにピッチ準備 (ライン引き・ゴール設営・ベンチ設営・コーナーフラッグ・その他) と、本部設営等の準備を行う。尚、片付けは運営当番チームと最終試合の当該チームが協力して行う。
- (3) 試合前の代表者ミーティングに立ち合い、当該試合のメンバー表、選手証、審判証の確認のほか、審判団立会いのもと、確認事項をチェックする
- (4) アディショナルタイムにより時間が追加された場合、追加された時間を考慮して次の試合が円滑に行われるよう、タイムスケジュールを調整すること。
- (5) 天候等による順延の決定は、前日又は当日午前 6 時 30 分までに事務局及び当日会場の運営責任者と協議のうえ、各チームへ連絡する。
試合結果、公式記録、審判報告書などを事務局へ報告し、原本を郵送す

る。又、試合結果を次の報道機関に通知する

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 信濃毎日新聞社 | FAX 0120-35-0190 |
| ②中日新聞社 飯田支局 | FAX 0265-24-0858 |
| ③読売新聞 | FAX |
| ④市民タイムス | FAX |
| ⑤ | FAX |
| ⑥ | |

第 18 条 代表者会議

代表者ミーティングはキックオフの 45 分前に実施する。出席者は運営責任者と両チームの代表者 1 名、審判員とする。

第 19 条 メンバー表の提出

双方のチームはキックオフの 45 分前にメンバー表 3 部と・選手証（電子選手証・一覧表も可）を運営責任者へ提出する。運営本部にてエントリー表、選手証と照合し、不備・誤りがなければ、本部に 1 枚、主審に 1 枚、相手チームに 1 枚メンバー表を渡す。

第 20 条 選手の交代

選手の交代は 7 名まで可能とし、交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場することができる「リエントリー制」を採用する。

第 21 条 飲水タイム

暑熱下における飲水タイムの採用については、代表者会議で確認し、その運用は協会からの通達に従うこと。

第 22 条 敗戦とみなされる場合

いずれか一方のチームが連絡無しでキックオフ時間に現れない場合、相手チームは 15 分間待機する義務を負う。待機時間に現れないチームは棄権とみなす。

第 23 条 警告・退場

- (1) リーグ期間中に警告を累積 2 回受けた選手は、次のリーグ戦 1 試合の出場を停止する。最終戦に累積を受けてもそれは次に引き継がない。
- (2)
- (3) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、他の大会へは持ち越さない。
- (4) 本リーグにおいて、主審より退場を命じられた選手は、原則として次の 1 試合の出場を停止する。ただし、著しい不正行為により退場を命じられた場合、以降の処置については女子委員会規律フェアプレー部会と連絡協議会が裁定し、(一社)長野県サッカー協会 規律フェアプレー委員会と連絡をとって決定する。
- (5) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、直近の公

式戦（26 年度からの規則改定を順守する）の出場を自動的に停止し、本協会懲罰基準に準拠して本協会規律委員会が最終裁決を下す。

- (6) 最終試合に主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、直近の公式戦（26 年度からの規則改定を順守する）の出場を自動的に停止し、本協会懲罰基準に準拠して本協会規律委員会が最終裁決を下す。

第 24 条 懲罰（採用しません。）

出場停止処分を受けた選手または役員の処分が、登録年度終了時、その処分未消化が 1 試合のものについては当該登録年度終了をもって失効する。

なお、その処分未消化が 2 試合以上に及ぶ場合は次年度の公式戦（26 年度からの規則改定を順守する）に持ち越すものとする。

- (1) 規定違反があった場合はそのチームの当該する試合の結果を負け試合とし、今年度の最大得失点差をその相手チームに与える。
- (2) その他、チーム・選手に対する処置は（一社）長野県サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定する。

第 25 条 試合の中止および中断と延期

試合の中止又は中断は、主審と運営責任者の協議のうえ決定出来るものとし、やむを得ず中止した場合は大会事務局へその旨を報告すること。

第 26 条 競技場への到着

- (1) 双方のチームは原則としてキックオフの 60 分前までに競技場へ到着しなければならない。
- (2) 運営責任者は担当会場の第 1 試合のキックオフ 60 分前までに競技場へ到着していなければならない。
- (3) 審判団は担当する試合のキックオフの 45 分前までに到着していること。

第 4 節 試合の収支

第 27 条 参加料（会費）徴収検討中です。

2019 年度 長野県女子サッカーリーグへの参加料は 1 チーム〇円とする
指定期日までに会費を下記の口座に納入する。

※納入期日 後日連絡

【振込先】 準備中

第 28 条 試合の費用負担

会場使用における費用はリーグが負担する。一時的に建て替えが生じる場合などは、会計へ報告し適正に処理すること。

会場使用における費用とは下記に掲載されたもののほか、事務局が認めたものに限る。

- ① 会場使用料
- ② ペイント代
- ③ 石灰代
- ④ 会議室・更衣室などの利用

第 5 節 表彰

第 29 条 表彰は次のとおりとする。

- ・ 1 位 賞状授与
 - ・ 2 位 賞状 授与
 - ・ 最多得点選手賞 なし
 - ・ 最優秀選手賞 賞品授与
- 尚、最優秀選手賞は 1 位チームより選出する